

発議案第12号

給付制奨学金制度の抜本改善を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年3月3日

八千代市議会

議長 成田 忠志 様

提出者	八千代市議会議員	伊原 忠	印
賛成者	八千代市議会議員	植田 進	印
	同	堀口 明子	印
	同	三田 登	印

提案理由

国に対し、多くの学生・国民の願いに応えるために、給付制奨学金制度の抜本改善を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

給付制奨学金制度の抜本改善を求める意見書

これまで貸与制しかなかった日本の奨学金制度に、この間の強い世論により、2017年度の先行実施を経て2018年度より国の制度として返済不要の「給付制奨学金」が導入されることとなった。しかし、その実態は「スズメの涙」としかいいようのない規模にとどまっております関係者に失望を広げている。

まず問題なのは、その支給枠が狭いことである。収入基準は住民税非課税世帯であり、その対象は1学年につき約6万人と見込まれているにもかかわらず、成績要件などがあるため、そのうち実際に支給されるのはわずか2万人だけである。これは、全学生のわずか2.5%弱にすぎず、アメリカ47%、イギリス48%、ドイツ25%など各国の給付制奨学金の受給率と比べても桁違いに少ない。

さらに財源にも問題がある。政府は本格実施が始まる2018年度には約72億円、4年制大学全体にいきわたる2021年度には約220億円が必要と試算している。しかしその財源を、生活福祉貸付金の削減や現行の貸与奨学金制度の見直しなどで捻出しようとしている。中でも大学院の返還免除制度が縮小されればますます大学院進学が困難になる。今でさえ生活に苦しむ学生の奨学金を削って、新たな制度の財源に充てるという安倍政権の姿勢は到底許されるものではない。

よって、多くの学生・国民の願いに応えるために、給付制奨学金制度の抜本改善を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成29年3月22日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

厚 生 労 働 大 臣 様